

様式第2号(第7条関係)

会議録

会議名	第4回川島町地域活動センター準備会	
開催日時	令和7年2月12日(水)午後7時00分～午後8時45分	
開催場所	川島町役場 大会議室	
議題	(1) 第3回準備会以降の進捗状況について(報告) (2) まちづくり協議会設置に向けた今後の取り組みについて (3) まちづくり協議会設立総会について	
公開・非公開	公開(傍聴者3名)・非公開・一部非公開	
非公開の理由(非公開の場合のみ)		
出席 委員	別紙のとおり	
事務局		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・会議次第 ・第3回準備会以降の進捗状況について(報告) まちづくり協議会設置に向けた今後の取り組みについて まちづくり協議会設立総会について 	
審議会等の内容・概要		
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ 間中委員長 阿部 英之助 氏(地域活動センター(仮称)検討委員会委員長) 関口教育長</p> <p>3 議題 (事務局より、議事の進行役となる議長役を本日の会議は東地区の間中委員長にお願いしたい旨の話をする。また、議題に入る前に、川島町審議会等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議は原則公開であることを説明する。なお、会議公開は議題より行い、会議録を公開するが、発言委員名は記載しない旨で委員より了承を得る。なお、傍聴者は3名)</p> <p>委員長：議題に入る前に議事録署名委員を指名します。 神立委員、江崎委員を指名します。</p>		

(1) 第3回準備会以降の進捗状況について（報告）

（事務局にて資料を用いて説明）

委員長：事務局から説明がありました。皆さんからご意見ご質問等ありましたらお願いします。

委 員：地域協力員については、事業ごとに協力者を依頼するのではなく、現在の公民館委員と同様の協力体制とすることになった、と説明がありましたが、変更した経緯を教えてください。

事務局：第3回準備会のときは、事業ごとに協力者をご依頼いただく形で説明をしていました。その後、公民館長・主事会議や代表区長会議で意見を伺ったところ、事業ごとに協力者を集めるのは公民館長や区長の皆さんの負担が重くなり、事業の運営も大変になってしまふと意見がありました。そこで、選出方法については、各地区で検討の上、決めていきたいといった意見もあり、各地区公民館長及び代表区長に照会をしたところ、全地区で、「現在と同じ体制の方が望ましい」という結果でしたので、現在の公民館委員と同様の協力体制という形にさせていただきました。

委 員：資料には、施設利用料について、「地域活動センターやまちづくり協議会に協力してくれる団体は全額減免」と記載があるが、公益活動を行っている団体や、福祉団体、あるいは区長会などについての減免について触れていないのが気になっている。何が減免対象になるのかはっきりしてほしい。

また、会議の事前資料を月曜日に郵送いただき、今日、回答してほしいと要望書を出していますが、その回答をこの場で出してもらえますか。私が事前に要望書を提出した目的は、この場で私がたくさん質問をしても皆さんに申し訳ないからです。この場で、皆さんと問題を共有できるように、書面で回答してくださいと伝えてきましたが。

事務局：施設利用料の減免については、今回の資料ではそのような書き方になっていますが、公益的な活動や福祉団体、また区長会といったものについても全額減免で使えるようになっております。減免の詳細な基準については、より具体的に整備してまいります。また、要望書の回答については、まだその用意ができていませんので、要望書のみ後で配布させていただき、回答については後日改めて皆さんにお配りしたいと思います。

委 員：町からの補助金については、これまで「交付金」として地域から集めたお金と合わせて事業費として使っていたが、来年度以降、補助金となった場合はそういうかなくなるのではないか。これまでの「交付金」が「補助金」となったら、使用用途が狭くなると考えられるので「交付金」に修正してもらいたい。

事務局：会計については、町からの補助金と、各戸から集めた負担金やイベント事業

ごとの寄付金は、分けて管理していただきます。町からの補助金の用途は決まっていますので、寄附金・負担金とは口座を分けて管理をするような形を考えています。

また、「補助金」と「交付金」について説明をさせていただきますが、補助金が正しいと考えています。補助金は、自治体の政策に合わせていろいろな分野の取り組みをしている団体等をサポート、助成するものです。昔、町では中学生の海外派遣に対して、補助といった取り組みも行っていました。一方で交付金は特定の目的に縛り、義務負担的な側面があり、一般的には、国が自治体へ、例えばインフラ整備等の事業に要する費用などの交付金があります。縛りが少なく、地域を応援するという意味でも、使いやすさという意味でも補助金の方が適切だと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

委 員：具体的にはどのように使い分ければよいのか。

事務局：町からの補助金については各事業、会議、まちづくり協議会の運営といったものに使っていただくものです。地域の懇親会費などは町補助金の支出対象外となりますので、寄附金、協賛金等から支出していただくような形で使い分けるイメージです。

委 員：どれであれば補助金が使えるのか、明確に示してもらえないと来年度の予算が組めないので悩んでいる。

事務局：町の補助金については、12月の公民館長・主事会議で概要を説明させていただきました。近日中に公民館長・主事会議がありますので、そこで補助金が使えるもの使えないものを整理し、具体的にお示しいたします。

委 員：賀詞交歓会の際、町長から、各地区といった考え方ではなく、今後のまちづくりはみんなで手を取り一緒に町全体で考えていきましょう、といったような話があった。

事務局：今回の地域活動センターの構想については、従来の6地区という考え方には縛られず、川島町がひとつになり、みんなで力を合わせてやっていこう、いうこともあります。なので今後は、6地区という従来の考え方から変化していくものと考えています。ただし、現在、各地区にいる区長などの地域の役職のかたもいますので、従来の仕組み・制度が急激に変わることはないのかなと思っています。

教育長：町長がおっしゃったことは、コミュニティづくり、人づくりといったことは、これからはあまり地域にこだわらず、もっと広域で考えていきましょうといった趣旨での発言だと思います。将来的にはそういう方向に向かっていきたいという想いであると推察しています。

来年度は今までやってきた事業を検討し、令和8年度以降に、続けるか続け

ないのか、または新たにやるのか、そういうものを決めていく重要な年になるだろうと思っております。

委 員：口座が2つに分かれるという件について、一つの口座は地域リーダーではなく、地域活動推進員が管理するというかたちになるのか。

事務局：口座については、前回の公民館長・主事会議で説明しましたが、口座1が町からの補助金を入れる口座として各事業費に当てていく口座で、口座2が各戸からの負担金や寄付金を入れる口座として管理する旨をお話したところです。口座管理は、口座1を地域活動推進員、口座2を地域リーダー等が担うという考えでいます。

委 員：実際に事業を実施するのは地域リーダーだと思いますが、それを一つ一つ地域活動推進委員に伺いを立てて、これは1の口座を使って、この部分は2の口座を使って、となると、非常に煩雑でわかりにくく、公民館長の負担が増すのではないかでしょうか。来年度の事業実施に向けて、準備を進めていかなくてはならない時期なのに補助金に該当するとかしないとか、これから決めていくようでは、事業計画も立てられない。

事務局：補助金は、事業に関わるものであれば、ほとんどの場合が対象になると考えています。具体的に対象にならないのは、懇親会などの飲食費などです。それ以外のものは、ほとんどが補助金の対象になると 생각ています。本日、詳しい資料をお示しできずに申し訳ないのですが、補助金が使える・使えないというものを整理し、使いやすい形で考えています。今後、公民館長・主事会議などでもお示ししていきますので、今日のところは口頭での説明でご了承いただければと思います。

委 員：口座を二つに分けてもらいたいという話は承知しているが、大体のものは補助金の対象となるのであれば、口座を分ける必要もないのではないか。

委 員：補助金として町からお金を受けると監査の対象となるなど、使い道が厳しくなるのではないか。いずれにせよ、来年度の公民館長たちに余計な負担がかかるないように配慮して、修正すべきことがあれば修正してもらいたい。

委員長：公民館長・主事会議などの結果は、この準備会委員の皆様にもお知らせいただきたいと思います。

(2) まちづくり協議会設置に向けた今後の取り組みについて

(事務局にて資料を用いて説明)

委員長：事務局から説明がありました。ご意見ご質問等ありましたらお願いします。特にないようですので、議題(3)に移ります。

(3) まちづくり協議会設立総会について

(事務局にて資料を用いて説明)

委 員：設立総会次第の案にある設立発起人とは誰を想定しているのでしょうか。

また、規約(案)第10条に、「東地区の住民は傍聴することができる」となっていますが、他地区の検討状況なども聞きに行きたくなると思います。ここは地区を分けないでいただき、全ての住民が傍聴できるという形の方が良いのではと思います。

事務局：設立発起人は、準備会の両委員長にお願いしたと考えています。また、規約(案)第10条の傍聴については、おっしゃる通り、地区を限定するという必要性もないかなと思いますので、修正を含め検討させていただきます。

委 員：設立総会の出席者はまちづくり協議会役員を対象にしているのか、それとも広く住民に呼びかけて開催をするのか。

事務局：設立総会は役員の出席で執り行う予定でいます。

委 員：まちづくり協議会はどこに属するのか。

事務局：まちづくり協議会自体は、地域住民による組織となりますが、役場の関連する課としてどこに属するかと言えば、地域活動センターの所管課である生涯学習課となります。

委 員：活動センターが教育部局の下にある自治体は少ない。活動センターは福祉も防災も含まれ、要は住民が困ったことを一切引き受けましょうということで、例えば東松山市では市民生活部が担当部署となっています。教育部局の下にあった川島町の公民館がこうなってしまったのに、また同じ教育部局の下に活動センターを置いたら同じことになってしまうのではないかという強い懸念を持っています。

また、資料にある組織図イメージについて、地域活動センター担当者のやることは人材育成ですか。また、センター・ウェスト・イースト職員について、施設管理業務、利用者登録、予約受付、相談業務とありますが、これは業務委託でもできる。あと、地域活動推進員は活動センターに1名でしたが、少なくとも今の公民館長たちの仕事を半分にしなきゃいけない。一人でそれが成り立つのですか。

事務局：町長から、数年のうちは生涯学習ということで指示が出ていますが、その後の組織見直しの際には教育部局から離れる可能性もあると思います。ただし、組織を変えれば単純に全てがうまくいくわけではないと思います。地域課題を抽出し、課題に気づき、それを学ぶことで活動に繋げていける力量をもった職員を育てることが重要だと考えています。生涯学習課が所管する間に人材を育てて、引き続きしっかりと地域活動センターが機能するよう準備を進めていき

たと思います。

委 員：センター職員の業務が貸館業務だけになっているような書き方は良くないの
で修正をしてもらいたい。また、おそらく皆さんイメージが湧きにくい部分も
あると思いますので、こういう地域はこういう組織でこういった活動をやっ
ていますよ、とか具体的な事例を示せばイメージも湧くと思いますので、次回お
示しえければと思います。

委 員：資料15ページにある「令和7年度まちづくり協議会事業計画（案）」に地域
部会の会議が想定されているが、この会議は6地区単独でやるのか、イースト、
ウェスト合同でやるのか。

事務局：イースト・ウェストもしくは町全体で将来的に各種事業を合同で行う必要性
があると思います。その調整のため、各地区の地域リーダー・サブリーダー全
員を集めた会議を開催します。

委 員：各地区で事業行うためには、他の地区と一緒に話し合ってもしょうがないの
で単独で会議をやる方が効率的ではありますが、今後、事業の見直しなり、す
り合わせも行っていかなくてはならないとなると、合同でも話し合いをする場
が必要であると思います。

委 員：資料の「フリースペースの設置について」の中にイメージ図がありますが、
地域活動センター東西の中に自動販売機を設置してほしいです。道路の向
かい側に自販機があるから、という話もありますが、フリースペースを整備し、
いろんな方が話し合いなど自由に利用するためには、やはり飲み物が必要だと
思います。紙コップの自販機でもいいので、設置してもらいたいと思います。
それから本棚の位置を見直してもらいたいのと、転倒防止策もしっかりとお願
いします。

事務局：フリースペースでは、自由に勉強したり、お話ししたり、という場所にできれ
ばと考えており、自動販売機の設置については検討していきたいと思います。
また本棚の位置については、資料では、建築士のアイデアを基に、フリースペー
スと、受付業務をある程度分けられるような空間を配慮したイメージ図となっ
ています。安全面といった転倒防止策も含めて、利用しやすいフリースペース
となるよう設置を進めてまいります。

4 そ の 他

5 閉 会

署名	神立 領一
	江崎 洋子